

令和8年2月18日
一般質問資料

会派 市民の声 
柴田 圭子



生活道路[※]における自動車の法定速度が引き下げられます!!

※ここにいる「生活道路」とは、主に地域住民の日常生活に利用されるような、中央線などがない道路のことです。

令和8年9月1日
改正道路交通法施行令施行

60 km/h → 30 km/h

▽ 以下の道路における自動車の法定速度は引き続き60km/hです ▽

- 1 道路標識又は道路標示による中央線又は車両通行帯が設けられている一般道路 
- 2 道路の構造上又は橋その他の工作物により自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路 
- 3 高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する加減速車線及び減速車線以外のもの 
- 4 自動車専用道路 

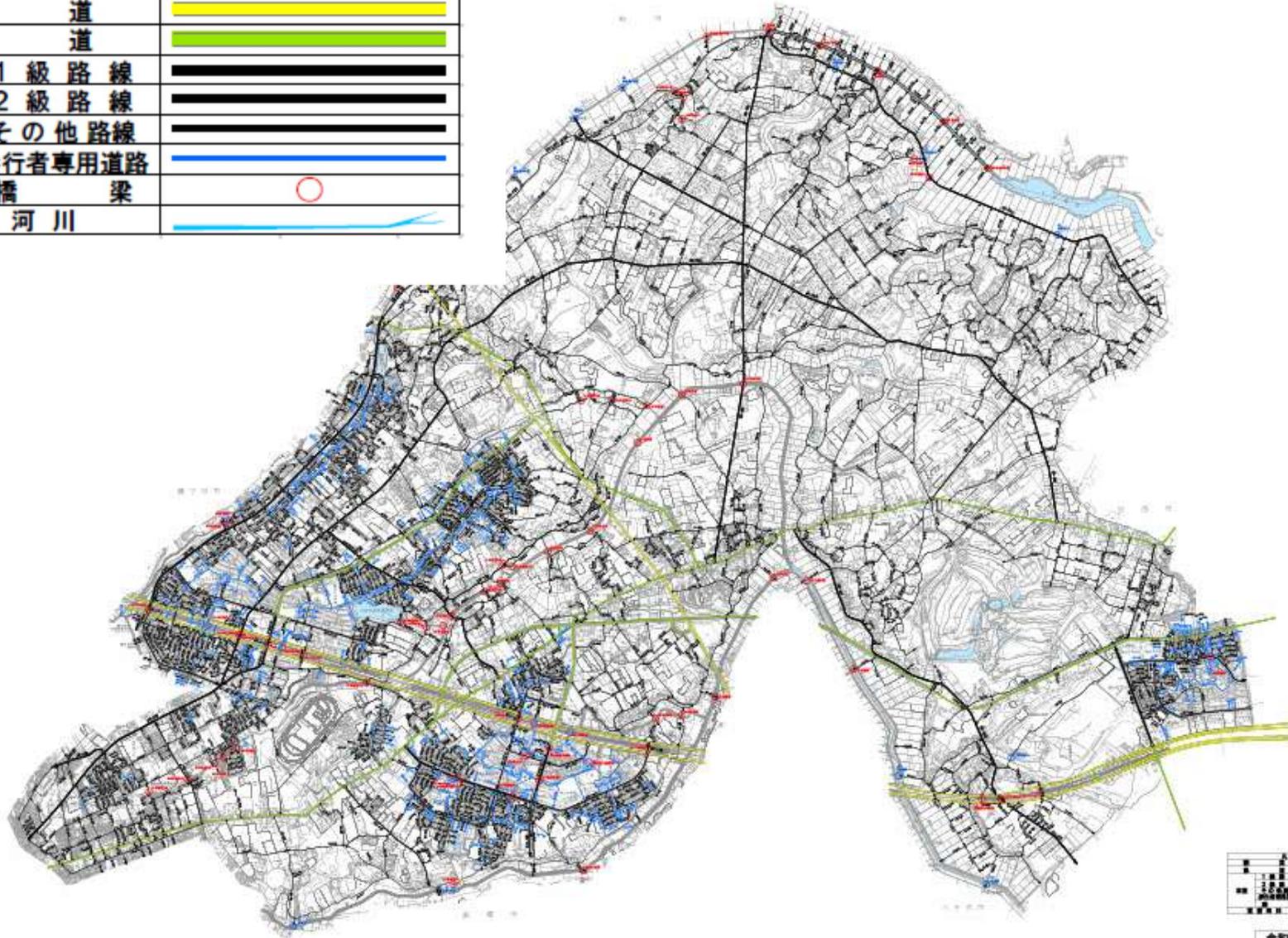
◆道路標識又は道路標示により最高速度が指定されている道路では、その速度が最高速度となります。例えば、道路標識により最高速度が40km/hと指定されている生活道路では、最高速度は30km/hではなく40km/hとなります。

◆決められた速度の範囲内であっても、道路や交通の状況、天候や視界などをよく考え、安全な速度で走りましょう。

※ここでいう「生活道路」とは、主に地域住民の日常生活に利用されるような、中央線などがない道路のことです。

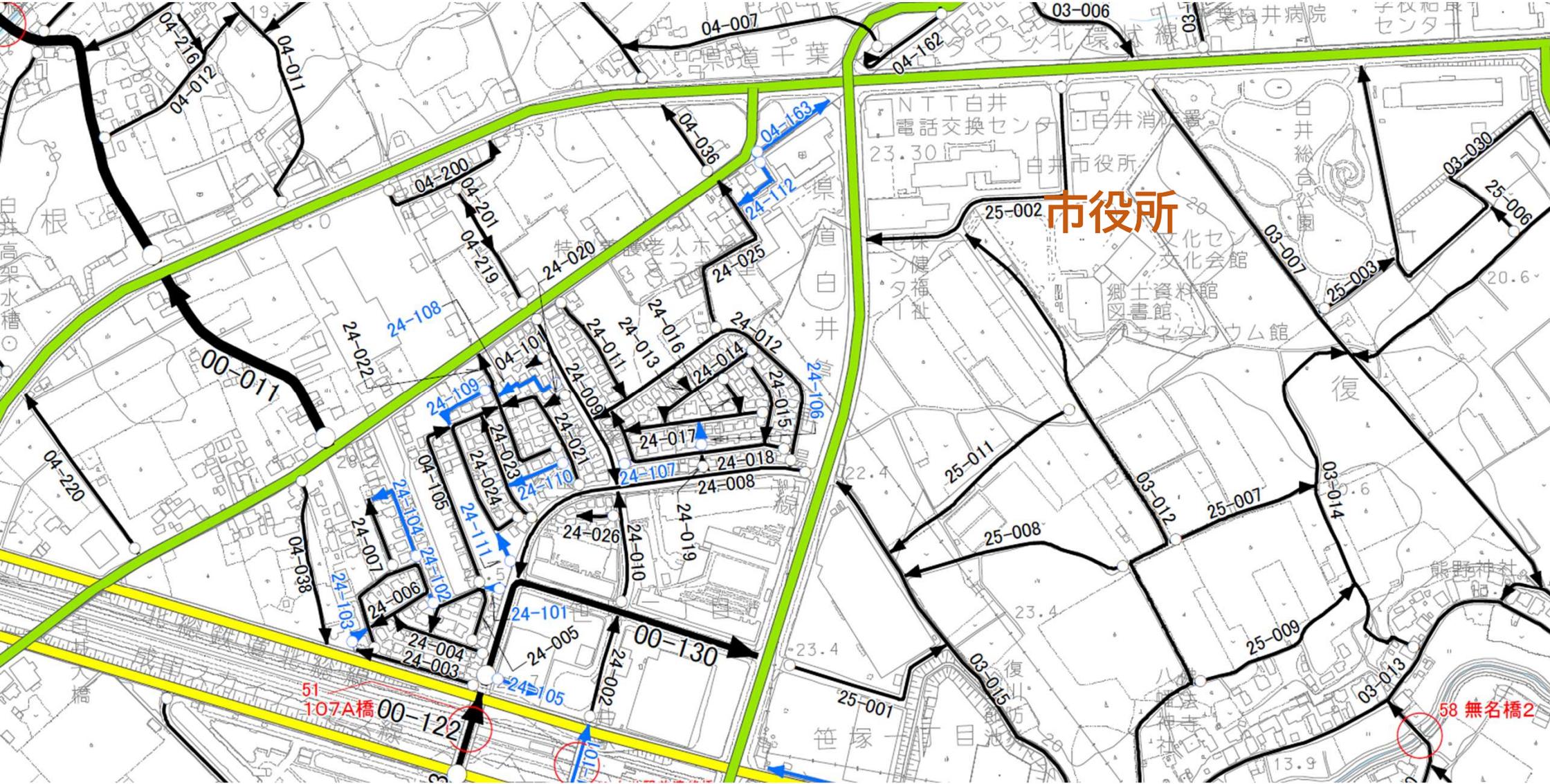
白井市道路線網図

凡 例		
国	道	
県	道	
市道	1級路線	
	2級路線	
	その他路線	
	歩行者専用道路	
	橋 梁	
重要河川		



	国道
	県道
	市道1級路線
	市道2級路線
	市道その他路線
	歩行者専用道路
	橋梁
	重要河川

令和7年4月現在



市役所

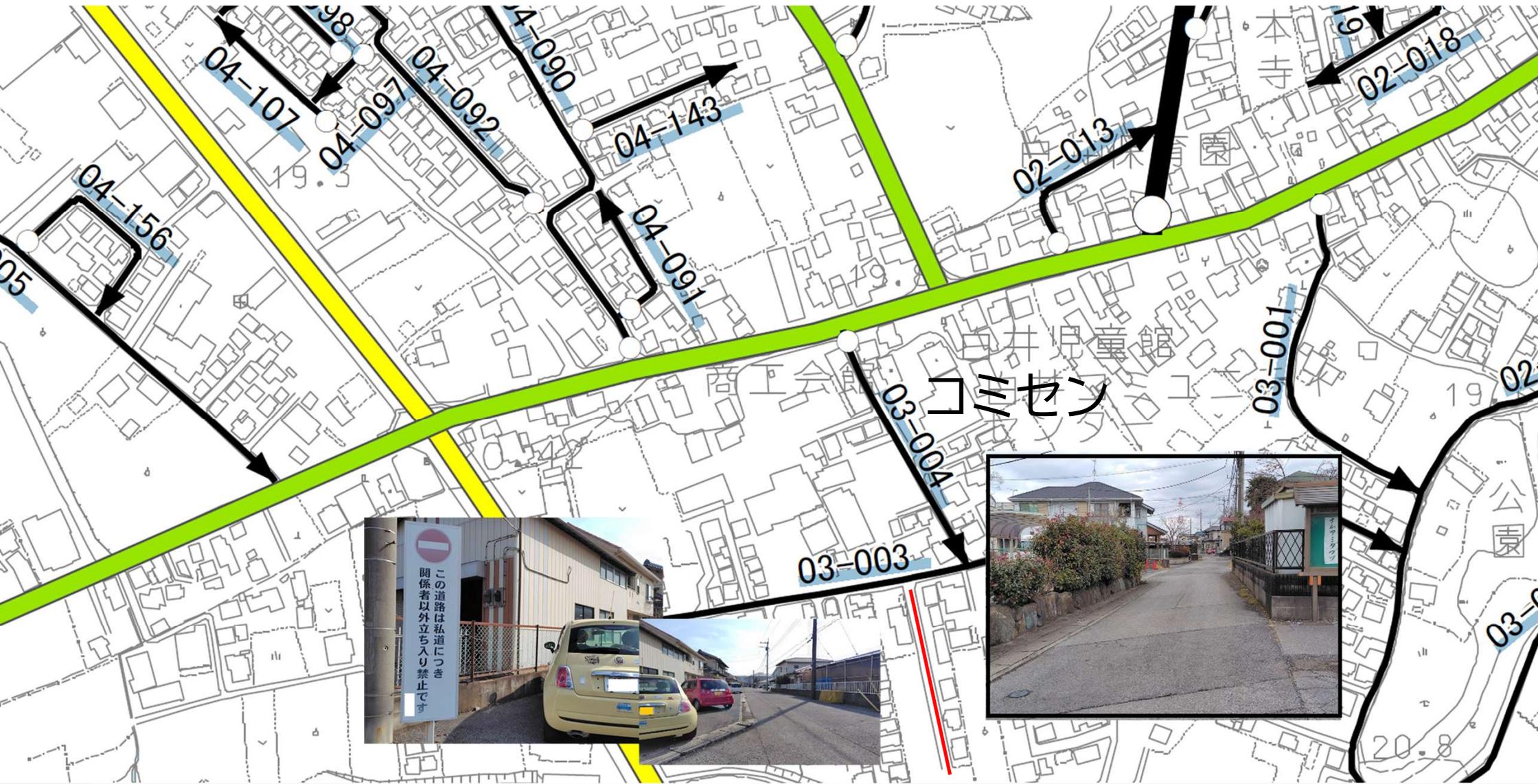
51
107A橋 00-122

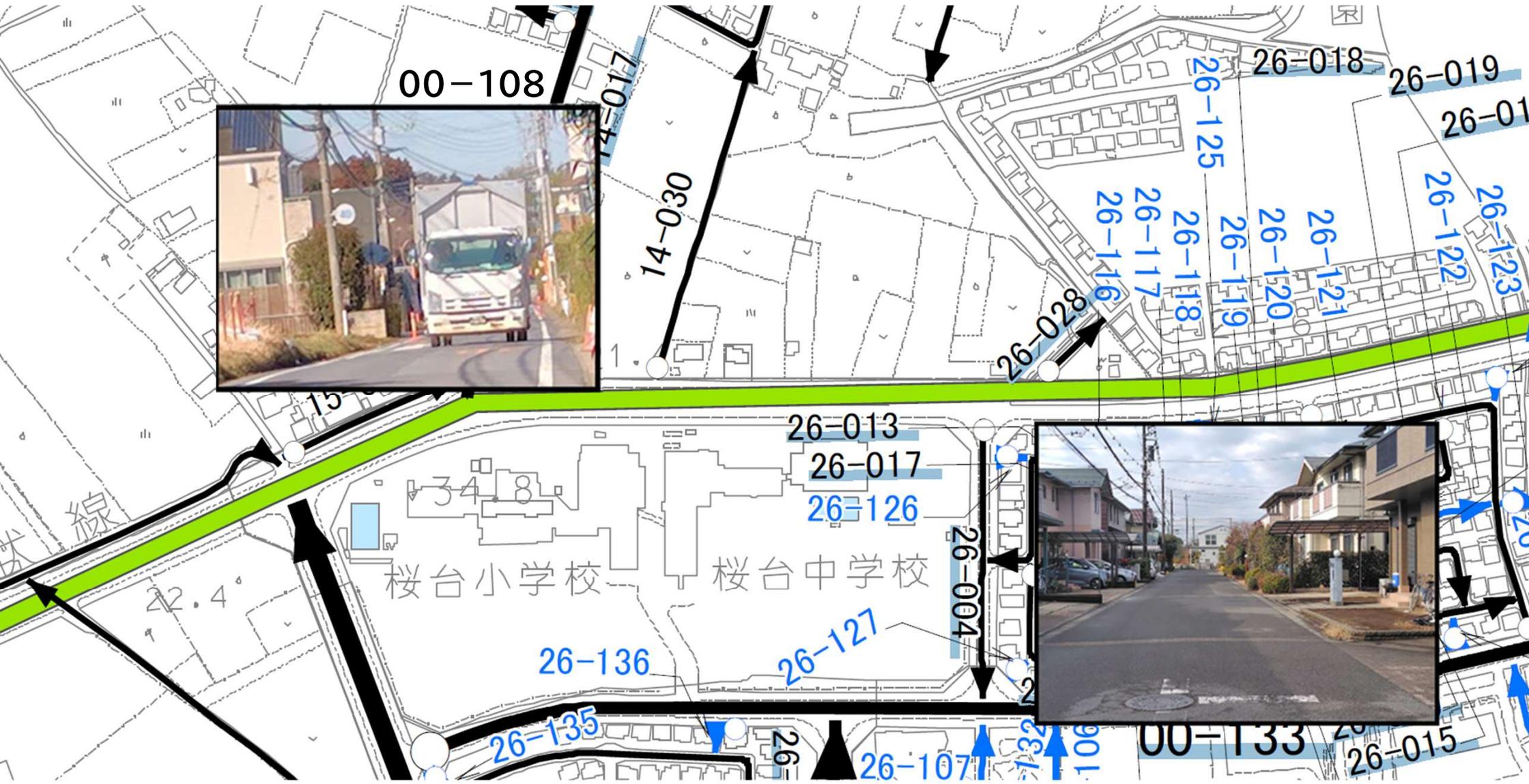
58 無名橋2

路線名

生活道路対象

1級路線	00-099まで
2級路線	00-100以上
01-×××	神々廻
02-×××	白井
03-×××	復
04-×××	根
⋮	
27-×××	西白井





地方自治法施行令第167条の2第1項

1号(少額随意契約): 予定価格が一定の基準額を超えない物品購入や工事

2号(性質・目的): 不動産の売買、特許など性質上競争に適さない契約

3号(施設等): シルバー人材センター、障害者支援施設等から直接買い入れる契約

4号(新事業): 認定された新商品を生産する者からの購入(新たな事業分野開拓)

5号(緊急): 災害など緊急の必要により競争入札ができない場合

6号(不利): 競争入札が著しく不利と認められる場合

7号(有利): 時価よりも著しく有利に契約できる場合

8号(不落): 競争入札で入札者・落札者がなかった場合

9号(辞退): 落札者が契約を締結しなかった場合

少額随契の基準額見直し(R7年4月～)

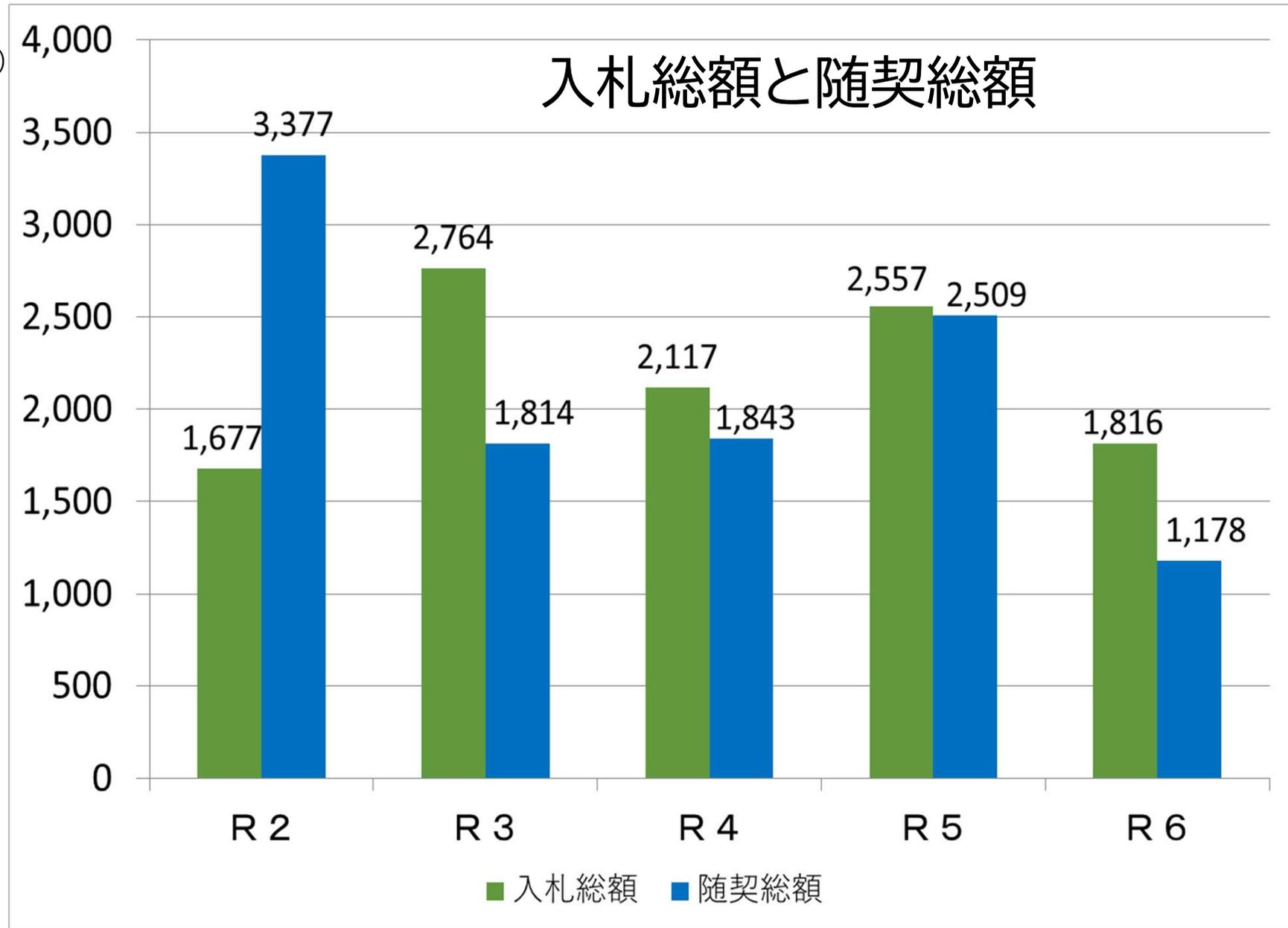
白井市財務規則

別表第5(第133条関係)

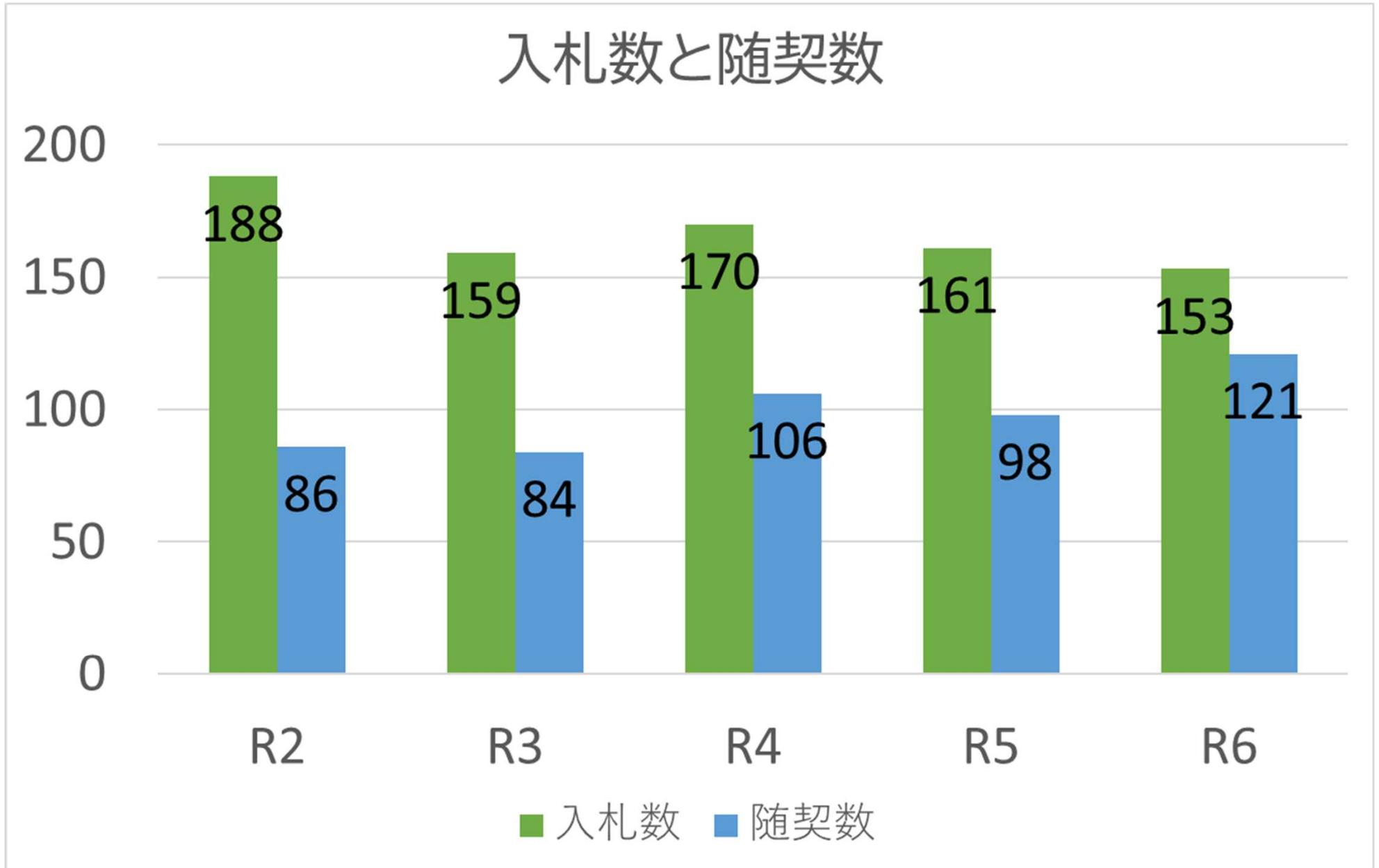
	契約の種類	金額(R6まで)	金額(R7～)
1	工事又は製造の請負	1,300,000円	2,000,000円
2	財産の買入れ	800,000円	1,500,000円
3	物件の借入れ	400,000円	800,000円
4	財産の売払い	300,000円	500,000円
5	物件の貸付け	300,000円	300,000円
6	前各号に掲げるもの以外のもの	500,000円	1,000,000円

(百万円)

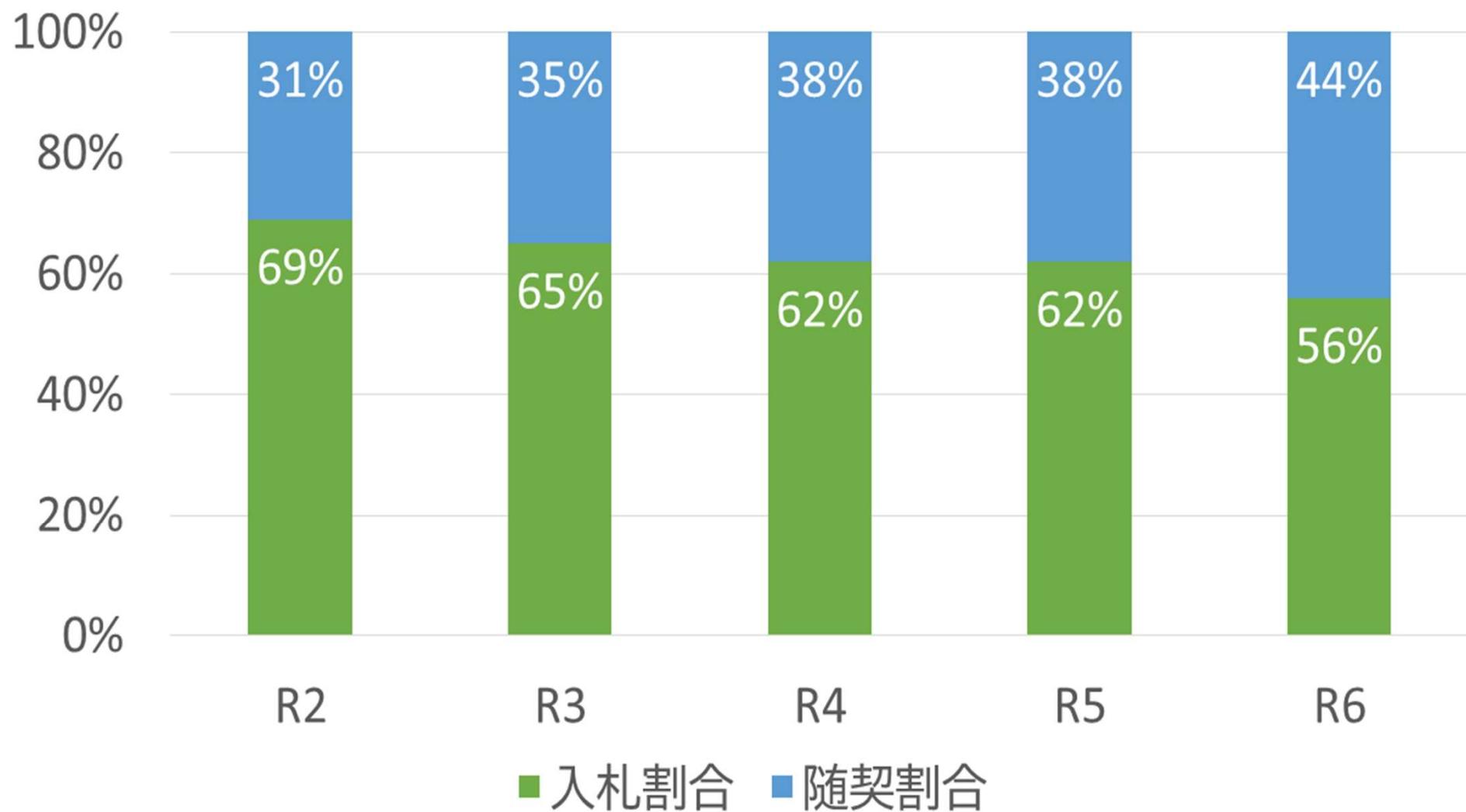
入札総額と随契総額



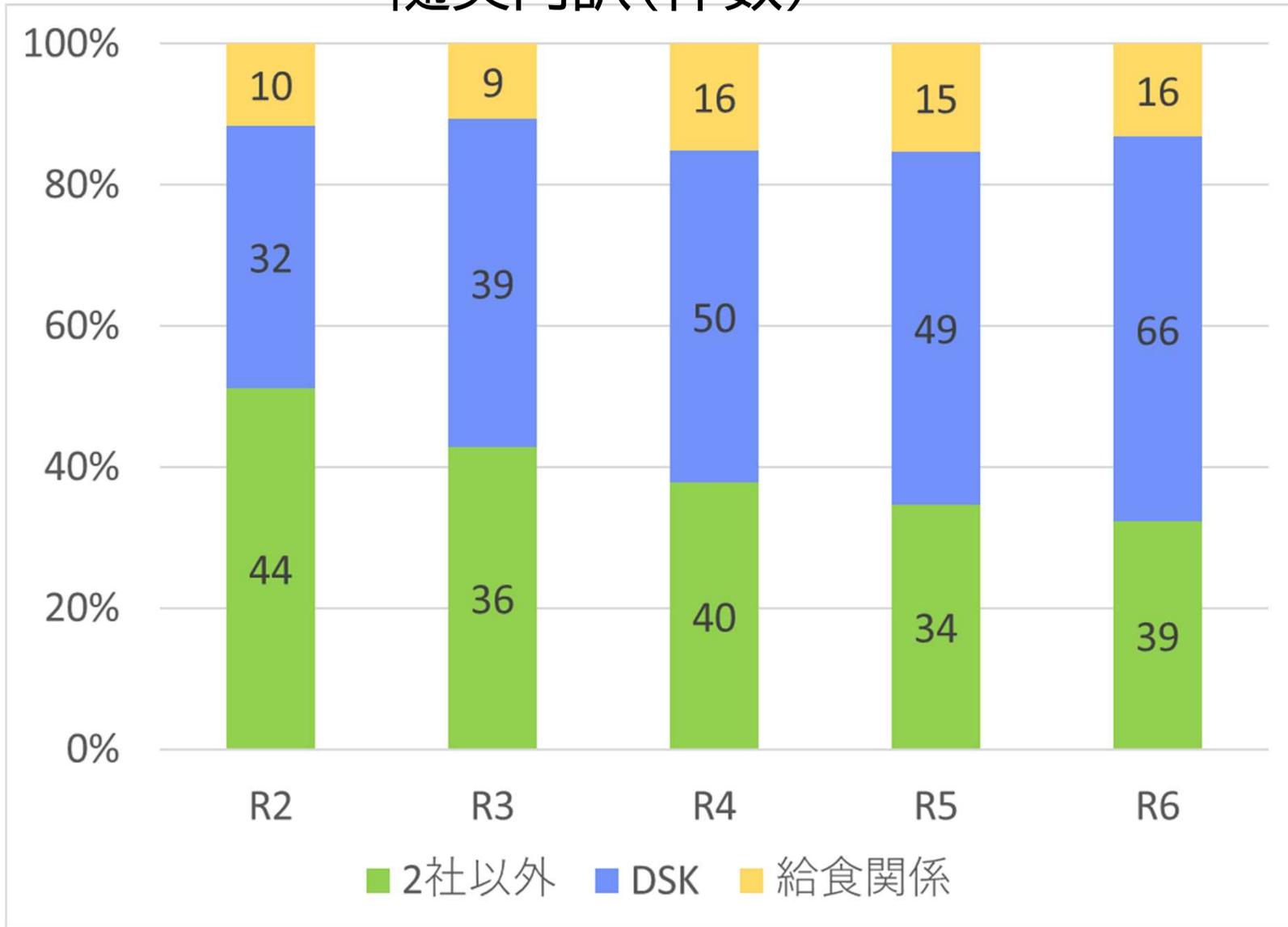
入札数と随契数



入札と随契の割合

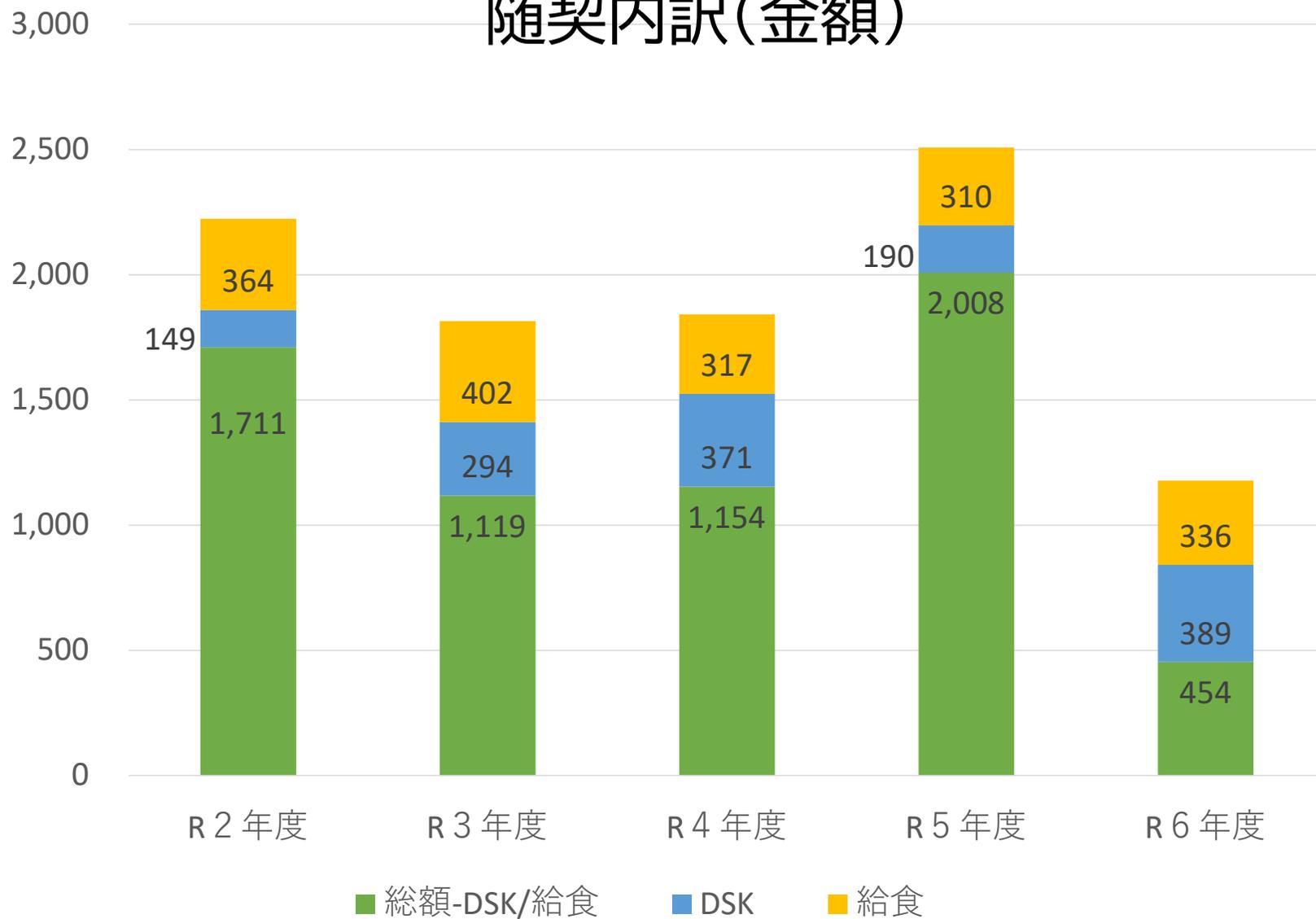


随契内訳(件数)



(百万円)

随契内訳(金額)



随意契約の内容の公表

局区	会計室
課	会計課
契約締結日	令和6年4月1日
件名	財務会計総合システム運用保守業務委託
概要	当該業務は、本市の委託により、平成28年度から令和元年度にかけて株式会社NTTデータ東海が開発した新財務会計総合システム(以下「本システム」という。)の運用保守業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	本システムは、株式会社NTTデータが著作権を有するパッケージをベースに、本市の発注仕様内容を実現するための改造・機能追加等を行い、平成28年度から令和元年度にかけて株式会社NTTデータ東海により開発されたものである。 本システムは庁内で幅広く利用されているため影響が大きく、安定した稼働が必要不可欠とされ、障害が発生した場合の復旧やシステム修正等にも迅速に対応することが要求されるが、このような対応ができるのは、ソフトウェアに関する全ての情報を保有し、運用保守を行うにあたっての必要なプログラムに関する知識を有している株式会社NTTデータ東海に限定されるため、随意契約をするものである。 ※根拠条文 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号
契約の相手方	株式会社NTTデータ東海
契約金額(円)	50,490,000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、会計室会計課です。
電話番号 052-972-3016

随意契約ガイドライン 目次

1	はじめに	1
2	ガイドラインの対象	1
3	随意契約とは	1
4	留意すべき事項	1
5	随意契約ができる場合(特定調達契約以外)	1
	(1) 少額の契約	
	(2) その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき	
	(3) 特定の施設等から物品を買入れ又は役務の提供を受ける契約をするとき	
	(4) 新規事業分野の開拓事業者からの新商品の買入契約をするとき	
	(5) 緊急の必要によるもの	
	(6) 競争入札に付することが不利なもの	
	(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約ができるもの	
	(8) 競争入札に付し入れ者又は落札者がいないとき	
	(9) 落札者が契約を締結しないとき	
6	特定調達契約に関する事項	1
7	契約内容の公表について	1
8	関係法令等	2

(制定：平成23年 3月
改正：平成24年 2月
改正：平成24年 4月
改正：平成26年 4月
改正：平成27年 7月
改正：平成28年 4月
改正：平成29年 4月
改正：平成30年 4月
改正：平成31年 4月
改正：令和 2年 4月
改正：令和 4年 4月
改正：令和 5年 4月
改正：令和 6年 4月

3 随意契約とは

「随意契約」とは、競争の方法によらず、普通地方公共団体が任意に特定の相手方を選択して締結する契約方法をいう。
随意契約は、一般競争入札又は指名競争入札に比しさらに手続きが簡略であり、かつ、経費の面でも一段と負担が少なく済み、しかも相手方が特定した者であるため競争入札によってはその全てを満たすことのできないような資力、信用、技術、経歴等相手方の能力等を熟知のうえ選定することができるから、その運用が適切なものであれば、その長所を發揮し、所期の目的を達成することができる。

(第一法規株式会社「地方公共団体 契約実務ハンドブック」から抜粋)
しかしながら、地方公共団体の契約は、競争入札を原則としていることから、安易に随意契約とすることは、厳に慎むよう注意すること。

随意契約には、単数の者から見積書を提出する特命随意契約(1者随契約)と複数の者より見積書を提出する競争見積方式による随意契約がある。「特命随意契約」と「競争見積方式による随意契約」のいずれかが適用されるかについては、地方自治法、関連施行令やその業務内容を基に適正に判断をしなければならない。随意契約の執行に当たっても、競争性により、有利な契約を締結できる可能性がある場合には、複数の者から見積書を提出するものとなる。

競争入札においては、原則として価格についての競争であるから、定められた範囲の中で最低の者と契約しなければならないこととなるが、随意契約においては、見積書の提出が契約の申込みにあたり、市が承認することによって契約が成立することとなるため、必ずしも価格のみならず、他の要素を含めて契約の相手方を決定できるとされている。言い換えれば、中身、内容等を比較検討した結果、市として最も有利となる条件を提示した者と契約することができるのである。

しかし、最低価格者以外の者を採用することがある場合には、その理由を明確にしておくことが必要である。

☞ 注意

随意契約は、一般競争入札を原則とする契約方式の例外方式である。
しかしながら、一般競争入札によって契約を締結することが公共の目的に反したり、事業の能率的な運営を阻害すると認められるような場合や、一般競争入札によることが不利益な場合、客観的に困難であると認められるような場合でも、一般競争入札によらせることは適当ではないので、指名競争入札や随意契約の方式を採用できるものとしている。

随意契約は、単に相手方の選定方法についての特例を定めたものにすぎないのであって、不利な条件(別項な価格)による契約の締結までを許容したものでない。有利な価格によって契約を締結すべきだということは、競争入札であろうと随意契約であろうと全ての契約を通じて適用される不変の大原則である。